

議案第84号

福岡市立の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，市立幼稚園の廃止に伴い，条例の適用対象となる職員の範囲を改める必要があるによる。

福岡市立の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和34年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にその原因となる事実が存する公務上の災害（この条例による改正前の福岡市立の学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1条の公務上の災害をいう。）に係る補償については，なお従前の例による。